

仮差押えの手続の概要

参考資料1

仮差押命令

- ・民事保全手続 民事訴訟の本案の権利の実現を保全するための手続等(民事保全法第1条参照)
- ・仮差押命令手続 民事保全手続のうち、金銭の支払を目的とする債権について、強制執行をすることができなくなるおそれがあるとき、または強制執行をするのに著しい困難が生じるおそれがあるときに、**仮に**特定の物を差し押さえる命令を裁判所が発する手続

特定適格消費者団体の仮差押命令の申立て

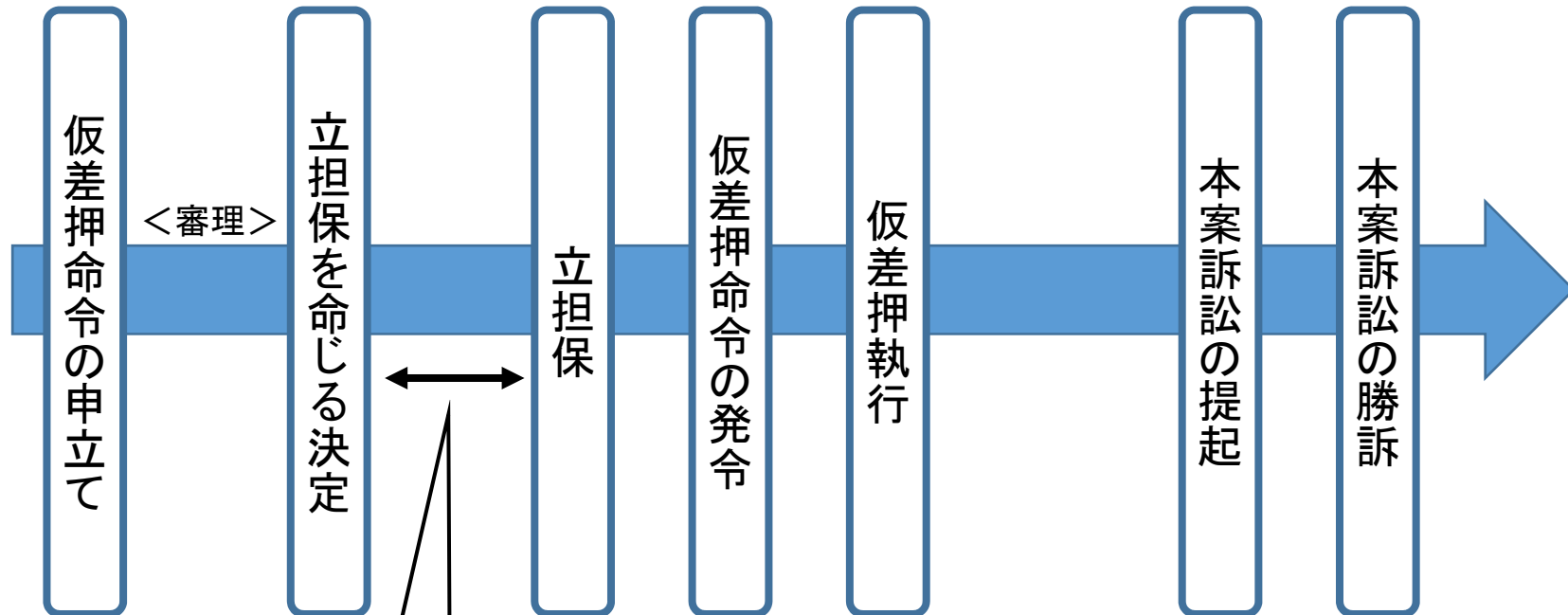
- ・特定適格消費者団体は、仮差押命令の申立てができる。

	本制度	(参考)民事保全法
被保全権利の疎明	対象債権・対象消費者の範囲、対象債権の総額	個別具体的な債権の内容及び額
保全命令手続における訴訟要件	管轄 当事者能力 等	
	共通義務確認の訴えを提起できる事案であること	
そのほか	保全の必要性(財産隠匿・散逸等のおそれ)の疎明 仮差押目的物の特定 裁判所の決定により担保を立てること(立担保)	

仮差押命令・本案訴訟の流れ

以下は、仮差押命令の申立てから本案訴訟の流れを示す一例であり、事案によっては異なる場合もあり得る。

不動産であれば登記。動産であれば執行官による占有。



本案訴訟の提起後も申立て可能。

仮差押の迅速性から短期間に立担保する必要がある。

本案訴訟が提起されない場合は、債務者の申立てにより、一定期間内に本案訴訟を提起するよう裁判所から命令。